

## 公益社団法人 環境科学会 細則

平成 22 年 2 月 19 日一部改正

平成 25 年 9 月 4 日一部改正

平成 27 年 1 月 1 日一部改正

平成 29 年 5 月 12 日一部改正

平成 30 年 12 月 17 日一部改正

### (年会)

第 1 条 会員の研究発表のための年会を開催する。年会は環境科学会年会という。

### (会費)

第 2 条 当分の間、入会金は徴収しない。

第 3 条 会費は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるものは、理事会の議を経てこれを定める。

一 正会員	年額	10,000 円
二 準会員	年額	5,000 円
三 賛助会員	年額 一口	50,000 円
四 シニアフェロー	年額 一口	1,000 円

第 4 条 本会より名誉会員の称号を贈られた者は、会費を免除する。

第 5 条 第 3 条の会費は、当該年度の 2 月末日までに納入しなければならない。

2 年度の中途入会者の会費は全額とし、随時指定の期間内に納入しなければならない。

3 年度の中途で退会または除名されても、その年度の会費は返済しない。

### (会務に関する理事の担当)

第 6 条 本会の会務を遂行するため、総務、財務、広報・渉外、編集、企画、年会、表彰及びその他必要と認められる部門を置き、会長以外の理事から担当理事を定める。

2 第 1 項に規定する担当理事は理事会で定める。

### (会務の推進と部門間の連絡調整)

第7条 前条にかかる担当理事の業務を補佐し、担当部門の会務の推進、連絡調整などのために、定款第52条に基づき、常設委員会及び特別委員会を設置することができる。常設委員会及び特別委員会は会長が設置し、委員長及び委員は会長が委嘱する。

2 常設委員会及び特別委員会の設置及び廃止、並びにその活動は理事会に報告する。

3 常設委員会及び特別委員会の業務を補佐するため、若干名の幹事を置くことができる。幹事は、正会員の中から理事会の議を経て会長が指名する。

第8条 第6条にかかる会務の連絡調整を行うため幹事会を設ける。幹事会の構成者は、会長、総務担当理事、財務担当理事及び幹事とする。

2 会長は運営上必要と認めた者を幹事会に出席させることができる。

(部門別担当事項)

第9条 総務部門の担当事項は次のとおりとする。

- 一 会員の入退会に関する事
- 二 定款、細則、制度、内規及びその他の規程に関する事
- 三 総会、理事会、運営理事会に関する事
- 四 事務局員の職制及び職務に関する事
- 五 関係委員会に関する事
- 六 その他、他部門に属さない事

第10条 財務部門の担当事項は次のとおりとする。

- 一 予算、決算に関する事
- 二 基本財産、運用財産に関する事
- 三 事務局員の給与等に関する事
- 四 関係委員会に関する事

第11条 広報・渉外部門の担当事項は次のとおりとする。

- 一 会員の増強に関する事
- 二 広報に関する事
- 三 名簿の作成・配布に関する事
- 四 各種団体との連絡調整に関する事
- 五 学会誌等の広告に関する事
- 六 関係委員会に関する事

第12条 編集部門の担当事項は次のとおりとする。

- 一 学会誌の企画、編集、出版及び配布に関する事
- 二 著作権に関する事

三 関係委員会に関すること

第13条 企画部門の担当事項は次のとおりとする

- 一 討論会等の各種事業の企画、開催及び運営に関すること
- 二 委託研究調査の受託、実施に関すること
- 三 学術図書（編集及び年会部門担当を除く）の企画、編集、出版及び配布に関すること
- 四 関係委員会に関すること

第14条 年会部門の担当事項は次のとおりとする

- 一 年会の企画、開催及び運営に関すること
- 二 年会に関する出版物の企画、編集、出版及び配布に関すること
- 三 調査及び研究（企画部門担当を除く）の実施に関すること
- 四 関係委員会に関すること

第15条 表彰部門の担当事項は次のとおりとする。

- 一 学会賞、学術賞、論文賞、奨励賞などの表彰に関すること
- 二 関係委員会に関すること

（事務局）

第16条 会務を遂行するため、事務局に必要な応じ嘱託、臨時職員を置くことができる。

附 則

1. この細則は、本会設立許可があった日から施行する。
2. 内閣府の認定を受けて平成25年7月1日に公益社団法人に移行。組織名称等一部修正し施行する。
3. 第3条の会費については、平成26年3月15日の総会で承認されたので、平成27年1月1日より施行し、平成27年分の会費から適用する。